



いざ海外進出!!



…ちょっと待った！模倣品対策は問題ないですか？

◆商品のネーミング・ロゴ・キャラクター ◆技術・ノウハウ・データ

◆パッケージ・商品デザイン ◆他社権利の侵害 ◆契約

知財についての誤解

日本で権利があれば、海外でも大丈夫	→ 進出国で保護を受けるには、その国での権利が必要！
模倣品が出ても、現地当局が何とかしてくれるハズ…	→ 模倣品対策には現地で登録された知財権等が前提に！
よくわからないし、相手方を信用して契約一切を任せよう	→ 相手の提示した契約書の丸のみや、ひな形のまま使用は危険！
技術に特徴がある製品なので、製品名(商標)を権利化しても意味がない	→ 現地の差し押さえ・費用等を考えると「商標」が有効なことも！
他者の権利侵害をしていればすぐに警告が来るはず(それから対応すればよい)	→ 事業が軌道に乗り、収益が出てから警告されるケースも！
実用新案や著作権はあまり役に立たない	→ 国によっては有効なケースも！

裏面でご案内の
出張相談会でも
ご相談可能です

全てに備えることは、現実には難しい…
けれど、予備知識が「ある」と「ない」のとでは大違いです。
まずは＜少し知ること＞から始めませんか？

ぜひお気軽にご相談ください

TEL:048-621-7050

相談無料

秘密厳守



INPIT埼玉県知財総合支援窓口
(実施機関: 公益財団法人 埼玉県産業振興公社)

